

て出掛けたが右股の入口の深みで忽ち一尾釣れたので一尺程の積雪を越えながら奥深く釣り試みたが少しも釣れなかつた。然し春先は相當の積雪があつても暖い快晴の日などには良く釣れる。水温が低くとも春ともなれば本能的に索餌するのであらう。

或る年の秋に函高水の同僚二名と右と同じ川にある

水産資源保護法は制定されたが

鑛工業の汚毒廢水による水動物の被害に對して農林省では根本的な解決策として一昨年末安本資源委員の提唱する「水質汚濁防止法」の制定に協力する一方、水産資源保護法にもとづいて極力解決する方針だが、從來根本的な対策もなく農漁村に對する脅威も相當につのつていたのでその成否が注視的となつてゐるがなぜ解決策が進展せず、鑛毒、有毒廢水問題が絶えないかと言うと次のような實情があるからだと言ふ事が判る。

以下その實情にふれてみよう。

過去三十年來、鑛工業者と漁業者の間に水質をめぐる紛争が絶えず、農林省に集つた報告だけでも二

營林署の空小屋に泊つたが、月光が美しく明るいで夜半に起き出して釣つたらヤマベが一尾釣れた。夜はヤマベの索餌もニブイと思ふが釣人にとつても川の様子や餌付けが判り難い故普通は夜釣りをせぬものである。(北海道區水産研究所長兼道立水産試験場長)

十一年から二十四年までに全國で二百九拾件、ざつと十一億一千六百七十六万圓の被害とみられている。パルプ工場の廢水で河口のウナギ、コイが浮き上つた話炭礦の鑛毒で海藻やアワビが全滅した話或は人絹工場の廢液でノリと貝に多大の被害を及ぼした事實、各所にこうした被害をめぐつての紛争が起つてゐるが零細漁民の脅威も又つのるばかりである。

ところでこうした被害に對して從來は地元の漁業者と工場側の代表が話合つて涙金のやり取りぐらいで済ますのがつねで戦後新しい漁業法が制定になつてからは「漁業權の侵害」「漁業調整規則による有害物除去」などの規定で知事のはつきり有害と認めた場合は損害を公然と補償させる事が出来るようになったものゝ、必ずしも公平には行はれていないのが實情だ。

何と言つてもこれを根本的に解決するにはまず工場や鑛山の廢水施設を完備する事だが、鑛工業者の立場からみれば、經營上採算がとれなくなるという問題もあつて、農林省でもこれといつた妙手もなく今日に至つたものだ。

そこで現在政府が考へている解決策は厚生省が成案を練つてゐる「水質汚濁防止」の制定と「水産資源保護法」の規定による有害物廢出の制限、禁止措置だが、前者は二十四年九月安本資源調査委員會からの勧告によつて政府が具體的な法案を練つてゐるもので、表看板には公共衛生を建前に裏には水産物、農作物の保護も含めて河川や湖、海岸の水質に一定の標準をきめ、このためには特に國立水質研究所を設けて調査し有害と認めた場合はそれ／＼強力な禁止措置を採らうというものなのだが、最初から鑛工業者から猛烈な横やりが入つて、既に條文まで出來てゐるのに踏切りがつかずにいる。そこで農林省で採り上げたのが後者の「水産資源保護法」で、第四條第四項に有害物廢出の制限や禁止をうたつてゐるわけだが、これも當時本會議に上程しようという際、參議院の建設委員會、通産委員會から「農林省が勝手にこんなものを作る法はない」と横やりがあり、結局議院でこうした問題は「實施の

前に前もつて通産大臣に協議した上で決める」という修正條文を入れてようやく幕切れぎり／＼に通過したもので、實施するにはなか／＼簡單にいかない複雑な政治問題を背景にしている。

しかしこれ等の問題もだん／＼認識が高まつており、汚濁防止に協力する積極的な動きも起り、あらためて工場と漁業者の間に契約書を取交して完全な廢水除去施設を設備する等の明るい實例もあるので、農林省で實施しようとしてある程度通産省あたりから制限を受けても二十七年からは独自の立場から實施しようと思氣込んでゐる事でもあり、明るい希望はもてるようだ。

(S)

人事異動

—入 廳—

本場 事務補 大門政治、宗原武雄 一月一日

—退 職—

本場 技術補 田畑穆一 二六年七月一八日

十勝支場 地方技官 板谷茂 一月三日

北見支場 事務補 山屋清一 二六年一月三一日